

経営管理権集積計画

1 個別事項

理号 整番	集1	経営管理権の設定を受ける 市町村(乙)	(名称) 菰野町長 柴田 幸之	(所在地) 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地		
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地址)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)						
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha.
						現況 樹種
						現況 林齡
						経営管理権 の始期
						経営管理権 の存続期間 (終期) (B)
1	菰野町大字潤田 番	1993 番 1995 番 1996番 合併	15	エ10-1 エ10-2	山林	1.16 サ ヒノキ
						45 19
						2021.1.1 (2025.12.31)
						5年
						別記1参照
						別記2参照
						別記3参照

別記1

乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、間伐効果を長期間發揮させ、育林コストの縮減等を図る観点から、気象災害等に十分注意した上で本数間伐率を30%以上にする。
 乙は、火災、病虫害および気象災害の予防のため、年1回の森林巡視を行うものとし、当該巡視は林内道路等からの目視によって判断できる限りで行う。

別記2

(1) 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法
 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
 (2・留意事項)
 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別記3
 間伐による木材の販売収益があつた場合についても、乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。

番号	所在地	在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
									氏名又は名称	権原の種類	
1	滋野町大字桜井	1993番 1995番 1996番 合併	15	工10-1 工10-2	山林	1.16	梓 ヒノキ	45 19			土地の所有者
											土地の所有者
											土地の所有者

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

滋野町長 柴田 孝之

住所（同上）
住所（同上）

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を有する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた旨が分かること。また、森林所有者が変更となつた場合は、新たなる森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定するこどものでのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2. 共通事項

- この経営管理権集積計画の定めるとこころにより設定される経営管理及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
- 乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること
- (2) 受託者の義務
- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画による事項に定めた者（国その他の森林経営管理法施行規則に規定された者を除く。）に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林
- 当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定
- この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受けける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定めた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担
- 甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次の一いずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有する事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施するこどなつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画の存続期間の中途において設約しようとする。
 - ② 乙は、1の個別事項に定める経営管理権集積計画に定めるとこころにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立ち入り及び施設の利用
- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ちらせ、又は当該森林に設定された路網その他、施設を使用し、若しくは乙以外の者を使用させることができる。
 - ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることがある。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行ふものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認めることを認める場合であつて、
○は第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者は

(8) 甲への通知
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して該森林に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されてなかつた場合）

① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木に生保することができる」とし、甲はこれを承諾する。なお、

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年一月 日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならぬ。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営の不実施
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になつたときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 灾害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償
① 乙は、甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めによつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出
① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他その他

(14) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。